

予 防 行 政

第2 予防行政

1 火災予防運動

火災予防運動概要

令和6年中の火災の発生状況は、発生件数659件、死者20人、負傷者65人で、前年に比べ発生件数は31件の減少、死者は2人の減少、負傷者は1人の増加となっている。出火原因は、火入れ(81件)、たき火(68件)、放火・放火の疑い(43件)、たばこ(38件)、電気機器(27件)の上位5つで38.9%を占めている。

また、近年における建築物の密集、高層化並びに生活様式の多様化などに伴い、火災の要因は複雑多岐にわたっている。

このような観点から、毎年春季及び秋季に県民の防火思想の高揚を図り、火災を防止し、火災による死傷者の発生を防止することを目的とした火災予防運動を実施している。

ア 秋季火災予防運動（令和6年11月9日～11月15日）

「守りたい 未来があるから 火の用心」を統一標語とし、「地震火災対策の推進」「住宅防火対策の推進」の2項目を重点的に推進し、また、「防火対象物等における防火安全対策の徹底」「製品火災の発生防止に向けた取組みの推進」「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」「乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進」「木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底」「放火火災防止対策の推進」の6項目を推進項目とし、県内一斉に運動を展開した。

イ 春季火災予防運動（令和7年3月1日～3月7日）

前年秋季の運動と同一の標語のもとに、秋季の重点2項目に「林野火災予防対策に推進」を加え実施した。

2 防火管理制度

(1) 防火管理・防災管理実施状況

消防法第8条によって、多数の者が出入り又は勤務する防火対象物の管理について権原を有するものに、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用、取扱の監督等防火管理上必要な業務を実施させることを義務付けている。

また、消防法第36条では、大規模・高層の建築物等において、地震その他の「火災以外の災害」による被害を軽減するため、防災管理対象物の管理権原者は、防災管理者を選任して、防災管理に係る消防計画の作成のほか防災管理上必要な業務を実施させることを義務付けている。

防火対策と防災対策との一元化を図るため、防災管理対象物においては、「防火管理者

が行うべき防火管理業務は、防災管理者が行うこと」とされている。

消防機関としても、管理権原を有する者及び防火対象物・防災管理対象物の関係者の防火・防災に対する意識は火災等の災害の発生時の被害低減に重要な役割を果たすため、違反の早期是正に努めているところである。令和7年3月31日現在の県内の防火管理実施状況は〔第1表〕のとおりである。

(2) 防火管理者講習・防災管理者講習

防火管理者・防災管理者の資格は、知事又は消防長の行う防火管理者・防災管理者資格附与講習を受講することにより取得することができ、令和6年度の県内の防火管理者資格取得状況は〔第2表〕のとおりである。

なお、高度な防火・防災管理が必要な特定防火対象物（収容人員が300人以上）等の甲種防火管理者及び防災管理者に対しては、一定期間（原則5年）ごとに再講習が義務付けられている。

第1表 県内の防火管理実施状況

令和7年3月31日現在

防火対象物の区分		事項	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任している 防火対象物数		消防計画を作成している 防火対象物数	
					選任率(%)		作成率(%)
1項	イ	劇場等	60	60	100.0%	58	96.7%
	ロ	公会堂等	2075	1660	80.0%	1478	71.2%
2項	イ	キャバレー等	15	9	60.0%	5	33.3%
	ロ	遊技場等	102	100	98.0%	93	91.2%
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0	0.0%	0	0.0%
	ニ	カラオケボックス等	33	32	97.0%	28	84.8%
3項	イ	料理店等	43	41	95.3%	37	86.0%
	ロ	飲食店	1442	1204	83.5%	1044	72.4%
4項		百貨店等	2025	1830	90.4%	1603	79.2%
5項	イ	旅館等	494	489	99.0%	470	95.1%
	ロ	共同住宅等	1282	1249	97.4%	775	60.5%
6項	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	36	36	100.0%	35	97.2%
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	24	24	100.0%	22	91.7%
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	65	65	100.0%	59	90.8%
		(4) 無床診療所、無床助産所	254	239	94.1%	193	76.0%
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	629	629	100.0%	585	93.0%
		(2) 救護施設	3	3	100.0%	2	66.7%
		(3) 乳児院	3	3	100.0%	3	100.0%
		(4) 障害児入所施設	2	2	100.0%	2	100.0%
		(5) 障害児支援施設等	87	87	100.0%	64	73.6%
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	231	229	99.1%	218	94.4%
		(2) 更生施設	0	0	0.0%	0	0.0%
		(3) 保育所等	454	453	99.8%	437	96.3%
		(4) 児童発達支援センター等	29	27	93.1%	23	79.3%
		(5) 身体障害者福祉センター等	126	121	96.0%	113	89.7%
ニ	幼稚園等	114	114	100.0%	110	96.5%	
7項		学校	688	665	96.7%	628	91.3%
8項		図書館等	79	75	94.9%	65	82.3%
9項	イ	特殊浴場	11	11	100.0%	11	100.0%
	ロ	一般浴場	13	12	92.3%	12	92.3%
10項		停車場	7	6	85.7%	4	57.1%
11項		神社・寺院等	316	247	78.2%	180	57.0%
12項	イ	工場等	847	809	95.5%	685	80.9%
	ロ	スタジオ等	2	2	100.0%	1	50.0%
13項	イ	駐車場等	3	2	66.7%	0	0.0%
	ロ	航空機格納庫	0	0	0.0%	0	0.0%
14項		倉庫	116	103	88.8%	74	63.8%
15項		事務所等	1344	1221	90.8%	1000	74.4%
16項	イ	特定複合用途防火対象物	2497	2274	91.1%	1770	70.9%
	ロ	非特定複合用途防火対象物	271	239	88.2%	172	63.5%
(16の2)項		地下街	0	0	0.0%	0	0.0%
(16の3)項		準地下街	0	0	0.0%	0	0.0%
17項		文化財	15	13	86.7%	9	60.0%
合 計			15837	14385	82.3%	12068	68.8%

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である。

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。

第2表 防火管理者資格取得者数（消防長開催）

種 類		甲 種		乙 種	計
区分	年度	R6		R6	
		新規	再講習		
消防長が資格を附与した者	津 市	229	55	77	361
	四 日 市 市				
	伊 勢 市				
	桑 名 市				
	鈴 鹿 市				
	名 張 市				
	亀 山 市				
	鳥 羽 市		48		48
	熊 野 市	50			50
	志 摩 市				
	伊 賀 市	58	12		70
	菰 野 町				
	三 重 紀 北		8		8
	松 阪 広 域				
紀 勢 地 区 広 域					
小 計	337	123	77	537	
県知事が資格を附与した者					
合 計		337	123	77	537

(注) 防火管理者を選任しなければならない防火対象物のうち、旅館、デパート、病院等の不特定多数が出入りする施設にあっては300㎡未満、その他の施設にあっては500㎡未満のものについては甲種又は乙種の防火管理者を、これ以外の大規模な施設については甲種の防火管理者を選任する必要がある。また、社会福祉施設で主として入所を伴うもの（消防法施行令別表第一6項（ロ））では、面積に関係なく甲種が必要となる。

なお、乙種防火管理者の区分は昭和62年度から設けられた。

3 消防用設備等の規制、「重大違反对象物」の公表制度

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備及び消防用水等の施設をいい、生命、財産を保護し、火災の早期発見及び被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠である。

消防法第17条では、一定規模以上の防火対象物には、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、消防用設備等の設置を義務付けるとともに適正に維持しなければならない。県内の防火対象物は、〔附表11〕、〔附表12〕のとおりである。

県内における主たる消防用設備等の設置状況は、〔附表13〕に示すとおりで、屋内消火栓設備の設置率99.0%（特例によるものを含む）、スプリンクラー設備の設置率99.7%（同）、自動火災報知設備の設置率98.7%（同）となっている。なお、これら3つの消防用設備の未設置及び過半に及ぶ不備は「重大な違反」として、早期是正の徹底に取り組んでいる。

また、建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホーム

ページ等で公表する「違反対象物の公表制度」が、令和2年4月から県内全ての消防本部で開始され、〔附表14〕に示すとおりである。

4 防火対象物・防災管理定期点検報告制度・宿泊施設の防火対象物適合表示制度

平成13年9月1日に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を踏まえ、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化を図るため消防法が一部改正され、平成15年10月1日から、防火対象物の防火基準適合性を示すものとして、防火対象物定期点検報告制度が実施されている。

また、平成21年6月1日から大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化され上記の制度とともに運用されている。

この制度は、多数の人が出入りする一定の防火対象物について点検資格者による定期点検（1年1回）を行い、その結果を消防機関へ報告するもので、点検基準に適合している場合は、「防火・防災基準点検済証」を表示することができ、さらに消防機関が優良と認めた（特例認定を受けた）場合は、点検報告の義務が3年間免除され、「防火・防災優良認定証」を表示することができる。

防火対象物点検報告の実施状況及び特例認定済防火対象物は、〔第3表〕のとおりであり、今後更に関係各機関による本制度の周知と効率的な制度運用を図ることが必要となる。

防火基準点検済証



防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防火優良認定証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証



また、平成 24 年 5 月に発生した広島県福山市のホテル火災を受けて、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する防火対象物における防火安全体制を確立するため「防火対象物に係る表示制度の実施について」(平成 25 年 10 月 31 日消防庁通知)により、消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する宿泊施設の防火対象物適合表示制度の運用が 4 月 1 日より開始され、8 月 1 日から、表示基準に適合しているホテル・旅館等に対し交付された表示マークの掲出及び使用が開始された。

三重県内では、令和 7 年 3 月 31 日現在で表示制度の対象となる防火対象物は 353 件ある中で、当年度は 7 件の交付申請(内訳にあつては、金マーク申請 4 件、銀マーク申請 3 件)に対し 7 件の表示マークを交付している。

宿泊施設の防火対象物適合表示制度における表示マーク



表示マーク (金)



表示マーク (銀)

第3表 防火対象物定期点検報告制度実施状況

(令和7年3月31日現在)

防火対象物の区分			事項	該当防火対象物数	点検報告済防火対象物数			特例認定済防火対象物数
					基準適合	基準適合率 (%)		
1項	イ	劇場等		58	29	14	48.3%	9
	ロ	公会堂等		342	157	63	40.1%	34
2項	イ	キャバレー等		0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等		74	35	18	51.4%	9
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等		7	3	2	66.7%	0
3項	イ	料理店等		1	1	0	0	0
	ロ	飲食店		15	2	1	50.0%	2
4項		百貨店等		319	165	73	44.2%	28
5項	イ	旅館等		87	37	22	59.5%	9
6項	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院		23	14	7	50.0%	7
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所		0	0	0	0	0
		(3) 病院(1)に掲げるものを除く、有床診療所(2)に掲げるものを除く)、有床助産所		27	14	5	35.7%	4
		(4) 無床診療所、無床助産所		3	1	0	0	0
	ロ	(1) 老人短期入所施設等		3	0	0	0	0
		(2) 救護施設		0	0	0	0	0
		(3) 乳児院		0	0	0	0	0
		(4) 障害児入所施設		0	0	0	0	0
		(5) 障害児支援施設等		1	0	0	0	0
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等		7	4	2	50.0%	0
		(2) 更生施設		0	0	0	0	0
		(3) 保育所等		6	3	2	66.7%	0
		(4) 児童発達支援センター等		0	0	0	0	0
		(5) 身体障害者福祉センター等		0	0	0	0	0
ニ	幼稚園等		9	4	1	25.0%	0	
9項	イ	特殊浴場		6	1	1	100.0%	0
16項	イ	特定複合用途防火対象物		322	150	52	34.7%	33
(16の2)項		地下街		0	0	0	0	0
合 計				1310	620	263	51.6	135

5 消防設備士制度

(1) 消防設備士試験

消防法に基づいて設置しなければならない消防用設備等の設置工事又は整備のうち一定のものについては、消防設備士試験に合格し、消防設備士免状の交付を受けた者でなければ行ってはならない。

平成 16 年 6 月 1 日から甲種消防設備士の指定区分に、「特殊消防用設備等」の工事又は整備を行うことができる特類が新たに創設された。

消防設備士試験は昭和 60 年度から国の指定試験機関である(一財)消防試験研究センターに実施を委任しており、この試験に合格した者に対し、申請に基づき知事が消防設備士免状を交付している。令和 6 年度における消防設備士免状取得者数は〔第 4 表〕のとおりである。

第 4 表 消防設備士免状取得者数

年度 種類		H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
		甲 種	特類	1	3	2	0	2	5	1	4
1	28		27	28	25	28	34	39	34	34	25
2	18		14	14	14	14	12	18	15	5	13
3	12		13	10	7	10	15	16	15	10	11
4	55		64	53	55	53	72	91	72	55	57
5	16		9	14	10	14	7	21	17	14	15
小計	130		130	121	111	121	145	186	157	119	126
乙 種	1	18	14	9	9	9	6	21	8	4	11
	2	3	4	3	4	3	4	3	4	1	3
	3	4	3	3	0	3	5	6	6	1	3
	4	22	34	43	23	43	39	40	37	22	22
	5	7	6	5	5	5	4	14	4	3	4
	6	96	71	86	126	86	136	191	109	95	107
	7	35	37	30	30	30	34	38	39	27	34
	小計	185	169	179	197	179	228	313	207	153	184
合計		315	299	300	308	300	373	499	364	272	310

(2) 消防設備士講習

消防用設備に関する技術の進歩に対応するなど、消防設備士としての資質の維持向上のため、消防設備士に対し講習が義務付けられ、消防設備士は免状の交付を受けた日以後の最初の4月1日から2年以内に講習を受け、その後も講習を受けた日以後の最初の4月1日から5年以内ごとにこの講習を受けなければならない。

昭和56年度から本講習は(一財)三重県消防設備安全協会に委託し実施しており、令和6年度における受講者数は〔第5表〕のとおりである。

第5表 消防設備士義務講習受講者数

年度 講習区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
消火設備	214	165	206	197	218	203	164	197	191	206
警報設備	421	395	418	361	405	347	375	405	383	381
避難設備 ・消火器	288	264	349	319	308	271	299	343	365	335
合計	923	824	973	877	931	821	838	945	939	922

(注) 消火設備とは、甲種・乙種の第1～3類

警報設備とは、甲種の第4類・乙種の第4類及び第7類

避難設備・消火器とは、甲種の第5類・乙種の第5類及び第6類に対する講習です。

6 危険物規制

一定数量以上の危険物は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはいけない。このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。また、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査）を受けなければならない。

加えて一定規模以上の危険物施設は危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選任、予防規程の作成、定期点検の実施、自衛消防組織の設置等保安に関する措置を講じなければならない。

このような危険物規制事務は、消防本部及び消防署を設置している 12 市町の市町長（事務委託を含む。）及び 3 消防組合の管理者が実施している。

県内には四日市臨海地区に石油コンビナートがあり、他府県に比べ原油、重油等第 4 類の危険物を扱う製造所、屋外タンク貯蔵所が数多く設置され、これらの危険物施設の事故を防止するため立入検査を積極的に実施する等保安体制の強化を図っている。

7 危険物施設の状況

令和 7 年 3 月 31 日現在における県内の危険物施設の総数は 9,593 施設（完成検査済証交付施設数）で前年に比べ 122 施設減少している。

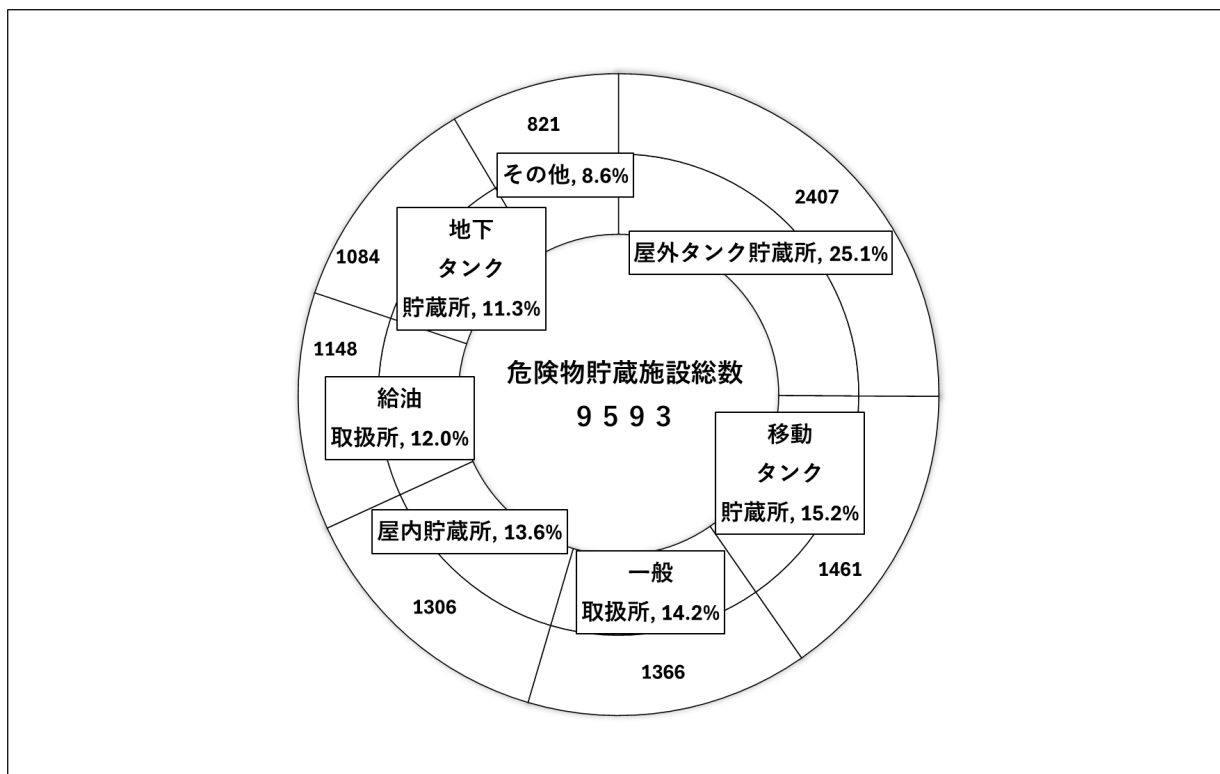
施設別にみると〔第 1 図〕のように屋外タンク貯蔵所 2,407 施設（全体の 25.1%）が最も多く、次いで移動タンク貯蔵所 1,461 施設（15.2%）、一般取扱所 1,366 施設（14.2%）、屋内貯蔵所 1,306 施設（13.6%）等となっている。

なお、これらのうち、石油製品を中心とする第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、9,192 施設と全体の 95.8%を占めている。

また、規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量の指定数量の倍数による。）にみると、その構成は〔第 2 図〕のとおりであり、構成比は前年とほとんど変わっていない。

第1図 危険物施設数の状況

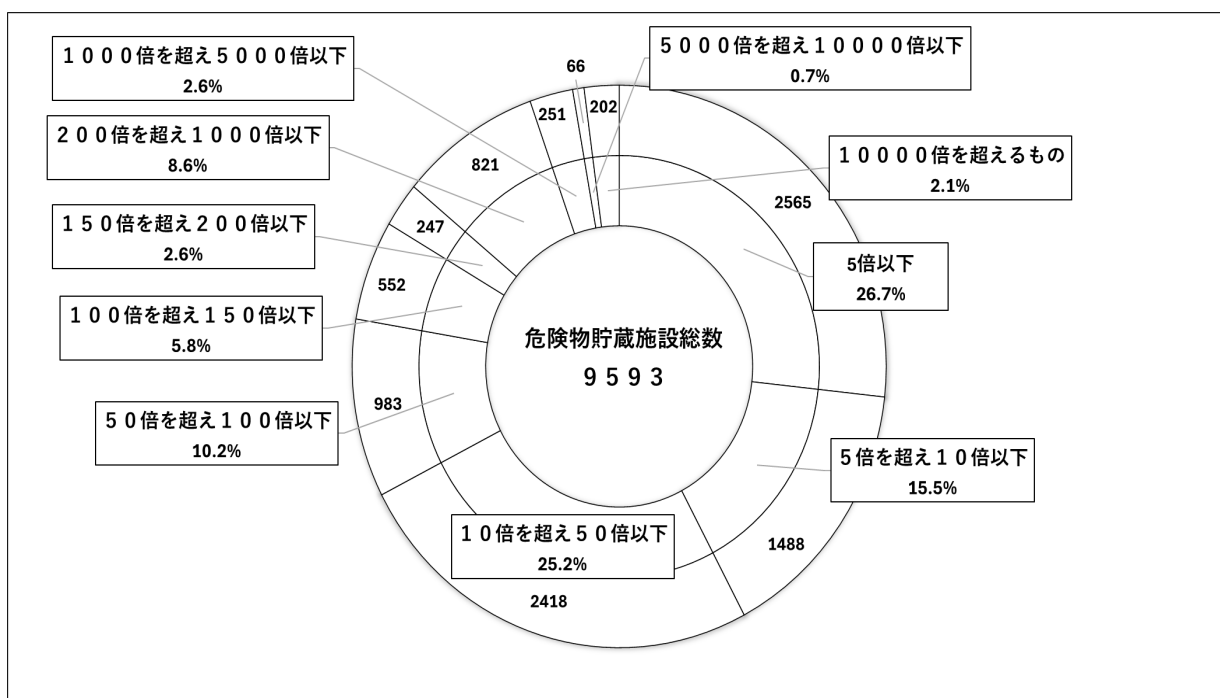
(令和7年3月31日現在)



※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、合計が100%にならない場合がある。

第2図 危険物施設の規模別構成比(指定数量の倍数)

(令和7年3月31日現在)



※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、合計が100%にならない場合がある。

8 危険物施設等の事故

令和6年中における危険物施設等の事故発生件数は、〔第6表〕のとおり29件である。このうち、石油コンビナート等特別防災区域内の事故は12件である。

危険物施設等の事故は、危険物の特性から事業所はもとより、周囲の住民の生命、財産にまでその被害が及ぶ場合があり、設置者及び危険物取扱者は危険意識をもって取り組み、事業所全体の防災体制の確立に努めなければならない。

なお、消防庁では6月の第2週を危険物安全週間と定め、各種の安全啓発活動、事業所における危険物施設の自主点検、消防訓練及び保安研修の実施、消防機関による立入検査等を積極的に実施しているところである。

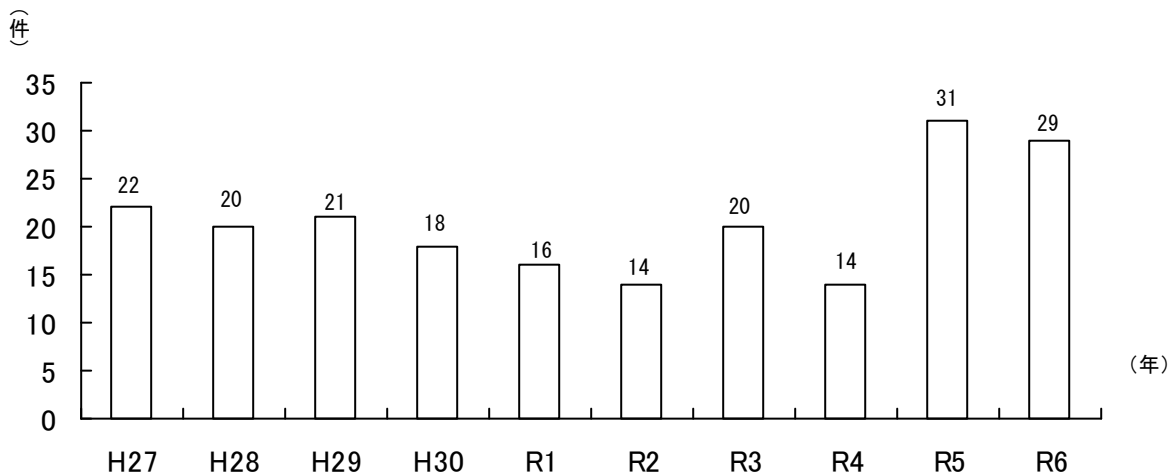
また、過去10年間ににおける事故発生件数は〔第3図〕のとおりである。この中には石油コンビナート等特別防災区域内の危険物施設でない施設の事故も含まれている。

危険物施設の総数は減少しているが、事故の件数は高止まりしている。

第6表 製造所等の区分別事故発生件数及び事故の態様（令和6年）

製造所等の区分	件数	事故の態様			
		火災	流出	コンタミ	その他
製造所	4	1	3	0	0
移動タンク貯蔵所	2	0	1	0	1
屋外タンク貯槽所	2	0	2	0	0
給油取扱所	12	1	1	2	8
一般取扱所	3	3	0	0	0
その他	6	5	1	0	0
合計	29	10	8	2	9

第3図 危険物施設等の事故発生件数の推移



9 危険物取扱者制度

(1) 危険物取扱者試験

危険物施設における危険物の取扱いは、危険物取扱者でなければ行ってはならず、それ以外の者が取扱う場合は、甲種又は乙種の危険物取扱者の立ち会いが必要とされている。

危険物取扱者試験は昭和60年度から国の指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに実施を委任しており、この試験に合格した者に対し、申請に基づき知事が危険物取扱者免状を交付している。

令和6年度における危険物取扱者免状取得者は、〔第7表〕のとおりである。

第7表 危険物取扱者免状種類別取得者数

種類		年度									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
甲種		114	127	153	152	154	168	154	132	98	111
乙種	第1類	492	398	374	316	283	245	270	123	133	108
	第2類	401	458	362	372	308	280	266	164	156	149
	第3類	353	464	318	307	252	228	238	188	139	133
	第4類	2,034	1,974	2,290	2,012	1,977	1,744	2,218	1,575	1,571	1,411
	第5類	480	349	344	311	273	252	254	198	159	138
	第6類	488	469	341	384	272	291	289	177	193	139
	小計	4,248	4,112	4,029	3,702	3,365	3,040	3,535	2,425	2,351	2,078
丙種		280	257	286	402	174	100	180	81	75	197
合計		4,642	4,496	4,468	4,256	3,693	3,308	3,869	2,638	2,524	2,386

(2) 危険物取扱者保安講習

消防法の改正並びに危険物の貯蔵及び取扱い技術の進歩に対応するなど、危険物取扱者としての資質維持のため、危険物取扱作業に継続して従事する危険物取扱者に対し、受講を義務付けており、原則として免状の交付を受けた日又は保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内にこの講習を受けなければならない。

平成2年度から本講習は（一社）三重県危険物安全協会に実施を委託しており、その受講者数は〔第8表〕のとおりである。

第8表 危険物取扱者保安講習受講者数

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
給油取扱所	550	526	496	581	516	501	487	518	447	528
コンビナート事業所	1,955	1,939	1,740	1,913	1,885	1,811	2,060	2,172	1,866	2,072
移動タンク貯蔵所	206	159	205	106	140	89	144	131	92	177
その他事業所	1,520	1,560	1,531	1,776	1,803	1,544	1,783	1,970	1,754	1,956
計	4,231	4,184	3,972	4,376	4,344	3,945	4,474	4,791	4,159	4,733